



耐震・バリアフリー・省エネ改修が対象

住宅の改修で固定資産税が減額になります

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅は、一定の要件を満たしている場合、固定資産税が減額されます(下表参照)。ただし、都市計画税は減額されません。減額を受けるには、改修工事が完了した日から原則として3か月以内に申告が必要です。必要な書類を

持って、市役所2階30番窓口資産税課土地家屋担当(☎027-321-1220)か各支所税務課で申告してください。詳しくは、市ホームページ(右記)で確認するか同課へ問い合わせてください。



改修の種類と減額の内容

改修の種類	減額の期間	減額率	対象床面積(1戸当たり)	減額の主な要件
耐震	工事完了の翌年度だけ	2分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合する工事 ・改修費用が50万円を超える
バリアフリー		3分の1	100㎡まで	・高齢者や障害のある人などが居住する住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金などを除いた自己負担額が50万円を超える
省エネ		3分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・一定の省エネ基準に適合する工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金などを除いた自己負担額が60万円を超える

新築住宅に対する減額を受けている場合は対象になりません。複数の改修工事を同時に行った場合、減額率が変わることがあります



お囃子を祭りで演奏してみませんか

高崎山車まつりに参加する小学生を募集

高崎まつり実行委員会は、8月26日(土)・27日(日)に開催する高崎山車まつりの参加者を募集します。対象は、住んでいる町内会が祭り囃子をしていない、小学3～6年生です。

祭り当日まで1か月程度の練習があります。練習日や当日の詳細については、事前説明会を行います。説明会は予約不要です。夏休みの思い出に、伝統芸能を体験してみませんか。経験は問いませんので、初めての人も気軽に申し込んでください。

●費用 = 3,000円～1万円 ●申し込み = 6月30日(金)までに、電話で同実行委員会の高津優斗さん(☎090-6189-7523)へ

事前説明会

●日時 = 6月24日(土)・25日(日)、午前10時30分～正午・午後1時30分～3時 ●会場 = 高崎まつり実施本部(高崎スズラン向かい)



(9) 高崎市役所 ☎027-321-1111



掃除も入浴も快適に。本当にありがたいです

青木 幸子さん(上中居町)



浴室の改修に助成を利用しました。今までは壁がタイルで、浴槽も深かったので、掃除をするのが大変で。改修後は掃除が楽になり、浴槽で足を伸ばせるようになって快適です。水道代の節約にもなったんですよ。自宅の改修に助成があるのは本当にありがたいですね。

市ホームページ



事前申請 1回目の申請(事前申請)は、7月3日～8月31日に行ってください。申請書は、市役所9階建築住宅課か各支所建設課(倉渕支所は農林建設課)で配布。市ホームページからダウンロードもできます。工事の発注者本人が手続きをしてください。審査後、対象となった人に「証明書」を送ります。申請書の提出方法は、次のとおりです。
●窓口直接、申請書の配布場所へ ●郵送申請書に本人確認のできる物の写しを添えて、〒370-8501高崎市役所 建築住宅課へ ●インターネット市ホームページから申し込み専用ページに

本申請 証明書が届いたら、2回目の申請(本申請)を11月30日までにしてください。証明書は申請書に添付。審査後「交付決定通知」を送ります。必ず通知を受けた後で着工してください。
●対象市内に住宅を所有し、そこに住んでいる本人か同一世帯の人で、次の①～③の全てに当てはまる人①前年の所得が400万円を超える人が世帯にいない②市税の滞納がない③過去にこの助成を受けていない ●対象の住宅が対象者が住んでいる一般住宅(マンションなどの集合住宅は個人専有部分) ●助成額工事経費の30%(上限20万円)

○対象となる工事例

- 外壁や屋根の塗装などの外装工事 ●浴室やキッチンなどの水回りの改修工事 ●壁紙の張り替えなどの内装工事 ●障子やふすまなどの建具や畳の取り換え

×対象とならない工事例

- 別棟の車庫や物置などの工事 ●門扉やブロック塀などの外構工事 ●エアコンや給湯器、便器などの製品単体の購入 ●防虫や消毒、ハウスクリーニング

7/3(月)から受付開始

住宅の改修に最大20万円を助成

住み慣れた家をより住みやすくするために

自宅の改修や修繕などに最大20万円を助成する「住環境改善助成事業」を実施します。工事を行う時は市内の業者を利用していただきます。問い合わせは、建築住宅課(☎027-321-1266)へ。

住環境改善助成事業の対象となる工事

の業者が施工する住宅本体の改修・修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかる(消費税を含む)ものです。助成を受けるには、施工前に申請が2回必要です。

申請の手順

